

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成22年規第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく命令、通達等をいう。</p> <p>二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。</p> <p>三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。</p> <p>四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。</p> <p>五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号。以下「<u>組織運営規程</u>」という。)第20条第1項に規定する各機構、<u>同条第3項に規定する研究組織、組織運営規程第21条に規定する各学内共同教育研究施設等及び組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等をいう。</u></p> <p>六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。</p> <p>七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。</p> <p>八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。</p> <p>九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。</p> <p>十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。</p> <p>十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく命令、通達等をいう。</p> <p>二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。</p> <p>三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。</p> <p>四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。</p> <p>五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号)第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等、<u>国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所をいう。</u></p> <p>六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。</p> <p>七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。</p> <p>八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。</p> <p>九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。</p> <p>十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。</p> <p>十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる</p>

貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部法務・コンプライアンス課長、総務企画部国際交流課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、総務企画部国際交流課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

附 則

この規程は、平成31年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。